

第五章 ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程

5-1 はじめに

第四章で述べた，ごみ処理施設用地選定の現状を踏まえ，本章では，ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程について整理する．

5-2 本章の目的

ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程の整理（目的2）を目的とする．

5-3 調査対象

3-3（本アンケート調査），3-4（追加アンケート調査）で述べたとおりである．

5-4 調査方法

3-3（本アンケート調査），3-4（追加アンケート調査）で述べたとおりである．

5-5 調査結果および考察

本アンケート調査，追加アンケート調査結果をもとに考察を行う．

5-5-1 応募形式によるごみ処理施設用地選定

5-5-1-1 応募形式実施以前の他の用地選定方法の検討

まず，追加アンケート調査から，応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体における，応募形式実施以前の他の用地選定方法の検討について，表5-1に示す．表5-1より，応募形式実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体は2主体あり，67%を占めていることが分かる．

表5-1 応募形式実施以前の他の用地選定方法の検討の有無（n=3）

他の用地選定方法の検討の有無	回答数	回答率	該当事業主体
検討有り	2	67%	B市，C組合
検討無し	1	33%	A市
合計	3	100%	

次に，応募形式実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体において，その用地選定方法の内容について，表5-2に示す．表5-2より，「行政主導により候補地を選出」を選択した事業主体が2主体あり，「現地建て替え」を選択した事業主体が1主体あることが分かる．この結果から，C組合では，応募形式を実施する以前に「行政主導により候補地を選出」と「現地建て替え」の2種類の用地選定方法を検討していることが分かる．またC組合では，

「当初、現地建て替えを計画したが、現地ありきの用地検討に対し疑問の声があがったことから、行政主導により候補地を選出した。」という回答もあった。このことから、新施設建設において、現地建て替えありきの用地選定では住民に疑問が生じ、用地選定が円滑に進みづらいことが考えられる。

表5-2 応募形式実施以前の他の用地選定方法の検討内容 (n=2) ※複数回答可

他の用地選定方法の検討の内容	回答数	回答率	該当事業主体
行政主導により候補地を選出	2	100%	B市, C組合
現地建て替え	1	50%	C組合
その他	0	0%	

5-5-1-2 旧施設用地の所有形態

追加アンケート調査から、旧施設用地の所有形態について、表5-3に示す。表5-3より、旧施設用地の所有形態は、全ての事業主体において購入地であることが分かる。

表5-3 旧施設用地の所有形態 (n=3)

施設用地の所有形態	回答数	回答率	該当事業主体
購入地	3	100%	A市, B市, C組合
借地	0	0%	
その他	0	0%	
合計	3	100%	

次に、旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無について、表5-4に示す。表5-4より、旧施設において、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は2主体あり、67%を占めていることが分かる。

表5-4 旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無 (n=3)

約束事の有無	回答数	回答率	該当事業主体
約束事有り	2	67%	A市, B市
約束事無し	1	33%	C組合
合計	3	100%	

そして、旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容について、表5-5に示す。表5-5より、A市では15年、B市では20年であることが分かる。また、B市においては「施設の稼働期間延長に伴い、立地期間の延長を行った。」という回答があった。これより、立地年数の上限に約束事はあるが、契約の延長を実施している事業主体もある

ことが分かる。

表5-5 旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容 (n=2)

事業主体	上限年数
A市	15年
B市	20年

5-5-1-3 新施設用地の所有形態

追加アンケート調査から、新施設用地の所有形態について、表5-6に示す。表5-6より、新施設用地の所有形態は、全ての事業主体において購入地であることが分かる。

表5-6 新施設用地の所有形態 (n=3)

施設用地の所有形態	回答数	回答率	該当事業主体
購入地	3	100%	A市, B市, C組合
借地	0	0%	
その他	0	0%	
合計	3	100%	

次に、新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無について、表5-7に示す。表5-7より、新施設において、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は1主体であることが分かる。また、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がないと回答したC組合では、「候補地の募集要項に、面積要件として掲げた約2.5haは、将来的な建て替え用地を含んでいることを明記した。よって、地元町内会は当該地で将来的に建て替えすることを承知している。」という記載があった。このことから、このように応募要項に将来的な建て替え用地に関する記載をすることで、次回の施設の建て替え時に、用地選定の手間を省くことができると考えられる。

表5-7 新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無 (n=3)

約束事の有無	回答数	回答率	該当事業主体
約束事有り	1	33%	B市
約束事無し	2	67%	A市, C組合
合計	3	100%	

そして、新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容について、表5-8に示す。表5-8より、新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容が、B市では概ね25年であることが分かる。

表5-8 新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容 (n=1)

事業主体	上限年数
B市	概ね25年

5-5-1-4 他地域のごみ処理施設見学会

追加アンケート調査から、他地域のごみ処理施設見学会の実施有無について、表5-9に示す。表5-9より、3主体全ての事業主体で、他地域のごみ処理施設見学会を実施していることが分かる。

表5-9 他地域のごみ処理施設見学会の実施有無 (n=3)

施設見学会の有無	回答数	回答率	該当事業主体
施設見学会有り	3	100%	A市, B市, C組合
施設見学会無し	0	0%	
合計	3	100%	

次に、他地域のごみ処理施設見学会の実施時期について、表5-10に示す。表5-10より、3主体全ての事業主体において、他地域のごみ処理施設見学会を実施した時期が、「応募された用地の選定後以降」であることが分かる。またA市では、「用地の応募実施中」にも施設見学会が実施されていることが分かる。このことから、他地域のごみ処理施設見学会を複数回実施している事業主体もあることが分かる。実際にB市でも複数回、施設見学会を実施しているという回答があった。

表5-10 他地域のごみ処理施設見学会の実施時期 (n=3) ※複数回答可

施設見学会の時期	回答数	回答率	該当事業主体
用地の応募実施以前	0	0%	
用地の応募実施中	1	33%	A市
用地の応募終了後～応募された用地の選定以前	0	0%	
応募された用地の選定中	0	0%	
応募された用地の選定以降	3	100%	A市, B市, C組合
その他	0	0%	

他地域のごみ処理施設見学会の参加対象者について、表5-11に示す。表5-11より、他地域のごみ処理施設見学会の参加対象者について、「応募された用地の自治会とその周辺自治会の人々」を選択している事業主体が2主体あり、67%を占めていることが分かる。このことから、多くの事業主体において、応募された用地の自治会の人々だけでなく、応募された用地の周辺自治会の人々にも、ごみ処理施設に関する不安を払拭する取り組みが実施されていることが考えられる。またC組合のその他の内容は「建設候補地の地元町内会住民を

参加対象とした。」であった。

表5-11 他地域のごみ処理施設見学会の参加対象者 (n=3)

施設見学会の参加対象者	回答数	回答率	該当事業主体
用地の応募を告知している自治会の人々	0	0%	
応募された用地の自治会とその周辺自治会の人々	2	67%	A市, B市
応募された用地の自治会の人々	0	0%	
その他	1	33%	C組合

他地域のごみ処理施設見学会の参加人数について、表5-12に示す。表5-12より、他地域のごみ処理施設見学会の参加人数は、A市では100人、B市では20～30人、C組合では25人であることが分かる。

表5-12 他地域のごみ処理施設見学会の参加人数 (単位：人, n=3)

事業主体	参加人数
A市	100
B市	20～30
C組合	25

次に、他地域のごみ処理施設見学会による住民の考え方の変化の有無について、表5-13に示す。表5-13より、3主体全ての事業主体において、他地域のごみ処理施設見学会によって住民のごみ処理施設に対する考え方に変化があったことが分かる。

表5-13 他地域のごみ処理施設見学会による住民の考え方の変化の有無 (n=3)

変化の有無	回答数	回答率	該当事業主体
変化有り	3	100%	A市, B市, C組合
変化無し	0	0%	
合計	3	100%	

そして、他地域のごみ処理施設見学会による住民の考え方の変化の内容について、表5-14に示す。表5-14より、A市、B市、C組合3主体全ての事業主体で、ごみ処理施設が安全であるという認識に変化し、不安が緩和されたことが分かる。

表5-14 他地域のごみ処理施設見学会による住民の考え方の変化の内容 (n=3)

考え方の変化の内容	分類
施設が安全であることの認識 (A市)	安全の認識
最新の施設を見学することによって、排気ガス・臭気等への不安が薄れた (B市)	
最新の清掃工場の安全性 (特に排ガス性能) をより強く認識していただいた (C組合)	
同規模の施設を見学することによって、新施設の具体的なイメージ (大きさ等) が形成された (B市)	施設のイメージ

5-5-1-5 応募用地周辺の隣接自治会への同意

本アンケート調査から、応募条件において「応募予定の用地周辺の住民の同意を得る」といった条件の記載の有無について、表5-15に示す。表5-15より、全ての事業主体で応募条件に、「応募予定の用地周辺の住民の同意を得る」といった条件の記載がないことが分かる。

表 5-15 応募条件における「応募予定の用地周辺の住民の同意を得る」といった条件の記載の有無 (n=5)

記載の有無	回答数	回答率	該当事業主体
記載有り	0	0%	
記載無し	5	100%	A市, B市, C組合, D組合, E連合
合計	5	100%	

追加アンケート調査から、応募条件とは関係なく、応募用地周辺の住民への同意の必要性の有無について、表5-16に示す。表5-16より、3主体全ての事業主体において、応募用地周辺の住民への同意の必要性を求めていることが分かる。

表 5-16 応募用地周辺の住民への同意の必要性の有無 (n=3)

同意の対象と時期	回答数	回答率	該当事業主体
用地の応募時に応募者へ求めた	0	0%	
応募された用地の選定時に、応募者へ求めた	0	0%	
応募された用地の選定時に自治会として求めた	0	0%	
施設の建設時に、自治会として求めた	0	0%	
その他同意を求めた	0	0%	
同意を求めている	3	100%	A市, B市, C組合
その他	0	0%	

表5-15、表5-16より、応募用地周辺の住民の同意を得ることは、応募以前・以後に関わらず、応募者ではなく、事業主体が実施していることが考えられる。その理由としては、応募用地周辺という範囲設定が困難な点や、地域住民同士の合意形成が困難な点などがあげられる。ここで、5-5-1-4の表5-11において、他地域のごみ処理施設見学会の参加対象者が「応

募された用地の自治会とその周辺自治会の人々」と選択した事業主体が多かったことを踏まえると、他地域のごみ処理施設見学会が、応募形式を実施した事業主体では、応募用地周辺自治会の人々の不安を払拭する取り組みの一つとして位置づけられていることが考えられる。

ヒアリング調査を実施した近江八幡市では、ごみ処理施設用地選定方法として応募形式を1回目に実施した際には、応募条件に「応募予定の用地周辺の自治会の同意を得る」といった項目を含んでおり、その時、地域住民から用地の応募はなく、2回目に応募形式を実施した際にはその項目を含んでおらず、応募も3件あった。また、用地周辺という範囲設定が曖昧になってしまい困難ということも伺った。このことから、応募用地周辺の住民の同意を得ることは、応募者ではなく、事業主体が実施していることが考えられる。

5-5-1-6 地域振興策

本アンケート調査結果から、地域振興策の有無について、表5-17に示す。表5-17より、全ての事業主体で地域振興策があることが分かる。

表5-17 地域振興策の有無 (n=5)

地域振興策の有無	回答数	回答率	該当事業主体
地域振興策有り	5	100%	A市, B市, C組合, D組合, E連合
地域振興策無し	0	0%	
合計	5	100%	

次に、地域振興策の対象地域について、表5-18に示す。表5-18より、地域振興策の対象地域として、「施設用地自治会」に設定している事業主体が3主体であり、60%を占めていることが分かる。また、その他の内容については、C組合では「今後協議・検討事項」、D組合では「建設用地自治区及び周辺自治区」と回答していた。

表5-18 地域振興策の対象地域 (n=5)

対象地域	回答数	回答率	該当事業主体
施設用地自治会	3	60%	A市, B市, E連合
施設用地・隣接自治会	0	0%	
距離による選定自治会	0	0%	
その他	2	40%	C組合, D組合
合計	5	100%	

次に、地域振興策の上限額の有無について、表5-19に示す。表5-19より、地域振興策に上限額を設けている事業主体は3主体あり、60%を占めていることが分かる。また、その他の内容については、C組合では「今後協議・検討事項」と回答していた。

表5-19 地域振興策の上限額の有無 (n=5)

上限額の有無	回答数	回答率	該当事業主体
上限額有り	3	60%	A市, B市, D組合
上限額無し	1	20%	E連合
その他	1	20%	C組合
合計	5	100%	

地域振興策の支出方法について、表5-20に示す。表5-20より、地域振興策の支出方法として「支出期限を設定」を選択した事業主体が2主体あることが分かる。また、その他の内容について、C組合では「今後の協議・検討事項」、D組合では「各年度で予算措置できた額を支出」、E連合では「地域振興策は、その内容が施設整備と密接不可分な場合は、広域連合負担分とし、それ以外は地元市町村負担分としている。また、事業によっては、道路などは市町村事業となる場合があるため、具体的な検討はこれから」といった内容であった。

表5-20 地域振興策の支出方法 (n=5) ※複数回答可

支出方法	回答数	回答率	該当事業主体
支出期限を設定	2	40%	A市, B市,
毎年一定額を支出	1	20%	A市
一括で支出	0	0%	
その他	3	60%	C組合, D組合, E連合

次に、地域振興策に関する住民説明会の有無について、表5-21に示す。表5-21より、地域振興策に関する説明会を実施している事業主体は3主体あり、60%を占めていることが分かる。

表5-21 地域振興策に関する説明会の有無 (n=5)

説明会の有無	回答数	回答率	該当事業主体
説明会有り	3	60%	C組合, D組合, E連合
説明会無し	2	40%	A市, B市,
合計	5	100%	

地域振興策に関する情報公開について、表5-22に示す。表5-22より、C組合が地域振興策に関する情報をすぐに公開をしており、B市では、応募実施以前の用地選定協議の際に公開していることが分かる。

表5-22 地域振興策の内容に関する情報公開 (n=5)

事業主体	公開時期	公開手段
A市	公開なし	
B市	応募実施以前の用地選定協議の際に公開	市の記者発表資料として公表
C組合	すぐに公開	選定評価基準や地域振興策の基本的な考え方を記載した「候補地の募集要項」を下記により周知 組合HP・組合広報紙・関係市町HP・関係市町広報紙・関係市町の全町内会に回覧・関係市町内の駅、金融機関及び行政施設で配付(全67箇所)・新聞記事掲載依頼(1社が協力)
D組合	公開なし	
E連合	公開なし	

次に、地域振興策以外の優遇措置の有無について、表5-23に示す。表5-23より、地域振興策以外の優遇措置を設けてない事業主体が4主体あり、80%を占めていることが分かる。近江八幡市でのヒアリング調査においても、地域振興策以外の優遇措置に関しては、「近年は行われている場合が少ないのではないかと伺っている。これらのことから、応募形式によるごみ処理施設用地選定において、地域振興策以外の優遇措置は非常に少ないことが考えられる。また、その他の内容について、C組合は「今後協議・検討」であった。

表5-23 地域振興策以外の優遇措置の有無 (n=5)

優遇措置の有無	回答数	回答率	該当事業主体
優遇措置有り	0	0%	
優遇措置無し	4	80%	A市, B市, D組合, E連合
その他	1	20%	C組合
合計	5	100%	

5-5-1-7 地域住民からの反対の意見・要望

本アンケート調査結果から、用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の有無について、表5-24に示す。表5-24より、地域住民からの反対の意見・要望があった事業主体は4主体あり、80%を占めていることが分かる。

表5-24 用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の有無 (n=5)

反対の意見・要望の有無	回答数	回答率	該当事業主体
反対の意見・要望有り	4	80%	A市, B市, C組合, D組合
反対の意見・要望無し	1	20%	E連合
合計	5	100%	

地域住民からの反対の意見・要望の内容について表5-25に示す。表5-25より、反対の意見・要望がある4主体全てが「ダイオキシン問題」を選択していることが分かる。ここで5-5-1-4の表5-15において、他地域のごみ処理施設見学会を実施することで、「施設が安全であることを認識した」と住民の考え方に変化があったことから、「ダイオキシン問題」という地域住民からの反対の意見・要望の解消方法として、他地域のごみ処理施設見学会は有効な手段であることが考えられる。また、地域住民からの反対の意見・要望として「住宅地に近接」を選択している事業主体が3主体あり、次に多い結果となった。C組合におけるその他の内容は「迷惑施設の偏在（〇〇市内に集中）、不動産価値の低下、農作物への被害（風評を含む）、収集車の集中に伴う排ガス・渋滞・事故等、豊かな自然環境の破壊、建替用地を保有している現在地で整備しないことに対する疑問など」である。

表5-25 用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の内容（n=5）※複数回答可

反対の意見・要望の内容	回答数	回答率	該当事業主体
ダイオキシン問題	4	80%	A市, B市, C組合, D組合
住宅地に近接	3	60%	A市, B市, C組合
コミュニケーションが不足	2	40%	C組合, D組合
地下水汚染問題	2	40%	C組合, D組合
学校・病院の近接	1	20%	C組合
施設の規模が過大・ごみ減量が先決	1	20%	C組合
情報公開が不足	1	20%	C組合
適地選定過程が不透明	1	20%	C組合
その他	1	20%	C組合

そして、用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の解消方法について、表5-26に示す。表5-26より、「地域で説明会の開催」を選択している事業主体が3主体と最も多いことが分かる。このことから、地域で説明会を開催することは、事業主体が用地選定に関して住民へ説明する場としてだけでなく、住民の反対や不安を緩和する場としても有効であることが考えられる。また、C組合におけるその他の内容は「今後の協議・検討事項」であった。

表 5-26 用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の解消方法（n=4）

※複数回答可

解消方法	回答数	回答率	該当事業主体
地域で説明会の開催	3	60%	A市, B市, D組合
他地域の施設見学会の実施	2	40%	A市, D組合
地域振興費の増額	0	0%	
地域振興策以外の優遇措置の増加	0	0%	
その他	1	20%	C組合

本アンケート調査から、用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の内容に関する情報公開と、その解消方法に関する情報公開について、それぞれ表5-27、表5-28に示す。表5-27より、C組合だけで地域住民からの反対の意見・要望の内容に関する情報が公開されていることが分かる。また表5-28より、同様にC組合だけで、地域住民からの反対の意見・要望の解消方法に関する情報が公開されていることが分かる。これらのことから、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体においては、地域住民からの反対の意見・要望に関する情報が、あまり公開されていないことが考えられる。

表5-27 地域住民からの反対の意見・要望の内容に関する情報公開 (n=4)

事業主体	公開時期	公開手段
A市	公開なし	
B市	公開なし	
C組合	すぐに公開	広域組合HP
D組合	公開なし	

表5-28 地域住民からの反対の意見・要望の解消方法に関する情報公開 (n=4)

事業主体	公開時期	公開手段
A市	公開なし	
B市	公開なし	
C組合	すぐに公開	広域組合HP
D組合	公開なし	

次に、地域住民からの反対の意見・要望に関する情報公開と、地域住民からの反対の意見・要望の解消方法である「地域で説明会の開催」の関係について、表5-29に示す。表5-29より、地域住民からの反対の意見・要望に関する情報を公開しているC組合では、地域住民からの反対の意見・要望の解消方法として、説明会を開催しておらず、地域住民からの反対の意見・要望に関する情報を公開していないA市、B市、D組合では、地域住民からの反対の意見・要望の解消方法として、説明会を開催していることが分かる。この結果から、地域住民からの反対の意見・要望に関する情報を公開していない事業主体では、情報公開しない代わりとして、地域住民に納得してもらえるように、説明会を実施しているのではないかと考えられる。

表5-29 地域住民からの反対の意見・要望に関する情報公開と地域住民からの反対の意見・要望の解消方法である「地域で説明会の開催」のクロス集計表 (n=4)

情報公開の有無	住民への説明会の有無	
	説明会有り	説明会無し
情報公開有り		C組合
情報公開無し	A市, B市, D組合	

5-5-2 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定

5-5-2-1 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定方法の分類

追加アンケート調査から、「現地建て替えを実施した」と本アンケート調査に回答した事業主体における、現地建て替えの種類について、表5-30に示す。表5-30より、「旧施設と同敷地内に現地建て替え」を選択した事業主体が22主体あり、48%を占め、「旧施設の敷地を拡張して現地建て替え」を選択した事業主体が20主体あり、43%を占めていることが分かる。

表5-30 現地建て替えの種類 (n=46)

現地建て替えの種類	回答数	回答率
旧施設と同敷地内に現地建て替え	22	48%
旧施設の敷地を拡張して現地建て替え	20	43%
旧施設の敷地の近く（同自治会）に現地建て替え	4	9%
その他	0	0%
合計	46	100%

次に、追加アンケート調査から、「応募形式による用地選定と現地建て替えを共に実施していない」と本アンケート調査に回答した事業主体における、新施設の建設場所について、表5-31に示す。表5-31より、「旧施設の遠く（異なる自治会）に新施設を建設」を選択した事業主体が28主体あり、47%を占めていることが分かる。また、その他の内容に関しては、「旧施設と同敷地内に新施設を建設」や「広域組合としての初めての施設」といったものがあつた。

表5-31 新施設の建設場所 (n=59)

新施設の立地場所	回答数	回答率
旧施設の敷地を拡張して新施設を建設	5	8%
旧施設の敷地の近く（同自治会）に新施設を建設	11	19%
旧施設の遠く（異なる自治会）に新施設を建設	28	47%
その他	15	25%
合計	59	100%

上記の表5-30と表5-31において、「旧施設の敷地を拡張して現地建て替え」と「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設」、「旧施設の敷地の近く（同自治会）に現地建て替え」と「旧施設の敷地の近く（同自治会）に新施設を建設」は、それぞれ同様であると考えることができる。そして、「旧施設と同敷地内に新施設を建設」をa、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設」をb、「旧施設の敷地の近く（同自治会）に新施設を建設」をc、「旧施設の遠く（異なる自治会）に新施設を建設」をd、「その他」をeと分類する。また、表5-31における「その他」の中でも、その内容が「旧施設と同敷地内に新施設を建設」であるものは、aに分類した。本研究では以後、aとbを「現地建て替え」、cとdを「現地建て替えでない」と分類す

る。そして、その結果を表5-32に示す。表5-32より、「旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)」が28主体、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)」が25主体、「旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)」が15主体、「旧施設の遠く (異なる自治会) に新施設を建設 (d)」が27主体、「その他 (e)」が10主体という結果となった。

表5-32 新施設の建設場所の分類 (n=105)

新施設の建設場所	回答数	回答率	分類	
旧施設と同敷地内に新施設を建設	28	27%	a	現地建て替え
旧施設の敷地を拡張して新施設を建設	25	24%	b	
旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設	15	14%	c	現地建て替えでない
旧施設の遠く (異なる自治会) に新施設を建設	27	26%	d	
その他	10	10%	e	
合計	105	100%		

a, b, c, d, それぞれの新施設の建設場所について、図5-1, 図5-2, 図5-3, 図5-4にそれぞれ示す。

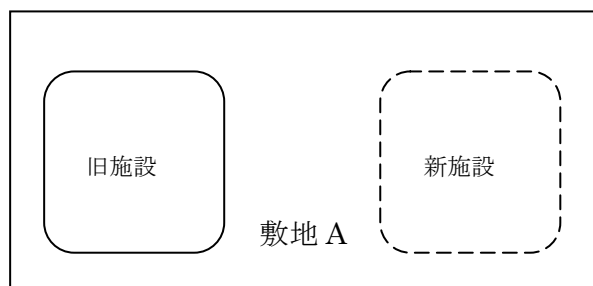


図5-1 旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)

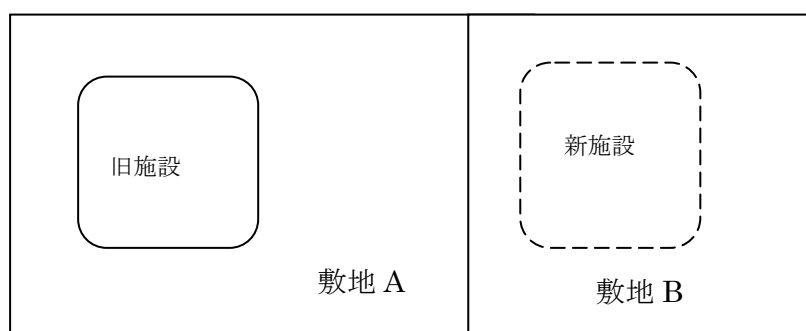


図5-2 旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)

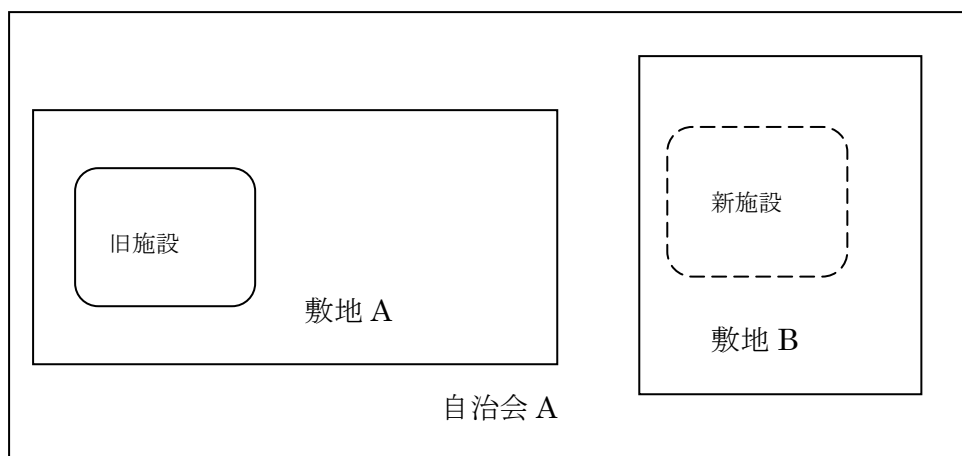


図5-3 旧施設の敷地の近く（同自治会）に新施設を建設（c）

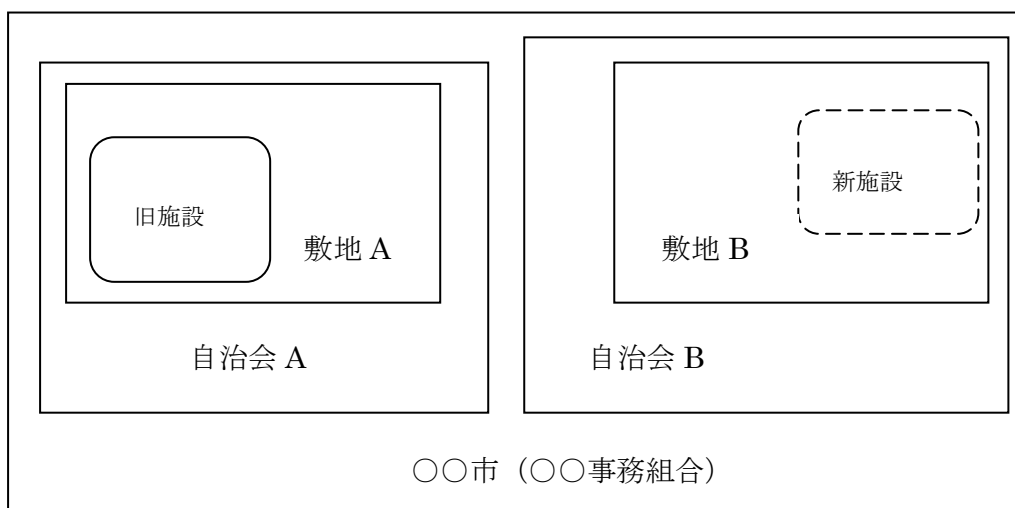


図5-4 旧施設の遠く（異なる自治会）に新施設を建設（d）

本アンケート調査から、ごみ処理施設用地選定以前の地域住民への説明会の有無について、表5-33に示す。表5-33より、ごみ処理施設用地選定以前の地域住民への説明会を実施している事業主体は24主体あり、26%であることが分かる。

表5-33 ごみ処理施設用地選定以前の地域住民への説明会の有無（n=94）

説明会の有無	回答数	回答率
説明会有り	24	26%
説明会無し	70	74%
合計	94	100%

次に、応募形式以外のごみ処理施設用地選定方法と、ごみ処理施設用地選定以前の地域

住民への説明会の関係について、表5-34に示す。表5-34より、a, b, c, d, 全ての新施設の建設場所において、ごみ処理施設用地選定以前の地域住民への説明会が無い事業主体が多いことが分かる。

表5-34 応募形式以外の用地選定方法による新施設の建設場所とごみ処理施設用地選定以前の住民への説明会のクロス集計表 (n=81)

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	説明会の有無		合計
		説明会有り	説明会無し	
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	4(20%)	16(80%)	20(100%)
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	9(41%)	13(59%)	22(100%)
現地建て替えでない	旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)	1(8%)	12(92%)	13(100%)
	旧施設の遠く (異なる自治会) に新施設を建設 (d)	7(39%)	11(61%)	18(100%)
その他 (e)		2(25%)	6(75%)	8(100%)
合計		23(28%)	58(72%)	81(100%)

※ () 内は各合計に対する割合を示す

5-5-2-2 用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討

追加アンケート調査から、現地建て替えを実施した事業主体における、現地建て替え実施以前の他の用地選定方法の検討の有無について、表5-35に示す。表5-35より、「旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)」では、現地建て替え実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体が8主体あり、「旧施設との敷地を拡張し新施設を建設 (b)」では、現地建て替え実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体が6主体あることが分かる。

表5-35 現地建て替え実施以前の他の用地選定方法の検討の有無 (n=49)

新施設の建設場所	他の用地選定方法の検討の有無		合計
	検討有り	検討無し	
旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	8(30%)	19(70%)	27(100%)
旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	6(27%)	16(73%)	22(100%)
合計	14(29%)	35(71%)	49(100%)

※ () 内は各合計に対する割合を示す

そして、現地建て替え実施以前に他の用地選定を検討した事業主体において、その内容を表5-36に示す。表5-36より、「行政主導により候補地を選出」を選択した事業主体が10主体あり、83%を占めていることが分かる。また、「地域住民からの応募形式」を選択した事業主体も4主体ある結果となった。

表5-36 現地建て替え実施以前の他の用地選定方法の検討内容 (n=12) ※複数回答可

用地選定方法の種類	回答数	回答率
行政主導により候補地を選出	10	83%
地域住民からの応募形式	4	33%
その他	1	8%

次に、追加アンケート調査から、応募形式によるごみ処理施設用地選定、現地建て替えを共に実施しなかった事業主体において、行政主導による用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無について、表5-37に示す。表5-37より、「旧施設の敷地の近く(同自治会)に施設を建設 (c) 」では、用地選定実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体が5主体あり、「旧施設の遠く(異なる自治会)に施設を建設 (d) 」では、用地選定実施以前に、他の用地選定方法を検討した事業主体が1主体あることが分かる。

表5-37 行政主導による用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無 (n=17)

新施設の建設場所	他の用地選定方法の検討の有無		合計
	検討有り	検討無し	
旧施設の敷地の近く(同自治会)に新施設を建設 (c)	5(36%)	9(64%)	14(100%)
旧施設の遠く(異なる自治会)に新施設を建設 (d)	1(8%)	12(92%)	13(100%)
合計	6(22%)	21(78%)	27(100%)

※ () 内は各合計に対する割合を示す

そして、行政主導による用地選定実施以前に他の用地選定を検討した事業主体において、その内容を表5-38に示す。表5-38より、「現地建て替え」を選択した事業主体が5主体あり、83%を占めていることが分かる。

表5-38 行政主導による用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討内容 (n=6)

※複数回答可

用地選定方法の種類	回答数	回答率
現地建て替え	5	83%
その他	1	17%

次に、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した全ての事業主体における、用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無について、表5-39に示す。表5-39より、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した全ての事業主体において、用地選定実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体は20主体あり、26%であることが分かる。

このことから、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体では、用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討が比較的少ないことが分かる。

表5-39 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体における
用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無 (n=66)

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	他の用地選定方法の検討の有無		合計
		検討有り	検討無し	
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	8(30%)	19(70%)	27(100%)
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	6(27%)	16(73%)	22(100%)
現地建て替えない	旧施設の敷地の近く(同自治会)に新施設を建設 (c)	5(36%)	9(64%)	14(100%)
	旧施設の遠く(異なる自治会)に新施設を建設 (d)	1(8%)	12(92%)	13(100%)
その他 (e)		0(0%)	2(100%)	2(100%)
合計		20(26%)	58(74%)	78(100%)

※ () 内は各合計に対する割合を示す

そして、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した全ての事業主体における、用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討内容について、表5-40に示す。表5-40より、現地建て替えを実施した事業主体だけで、応募形式によるごみ処理施設用地選定が検討されていたことが分かる。

表5-40 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体における
用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討内容 (n=21)

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	他の用地選定方法の検討内容				合計
		応募形式	現地建て替え	行政主導による用地選定	その他	
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	1(11%)	0(0%)	7(78%)	1(11%)	9(100%)
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	3(43%)	0(0%)	3(43%)	1(14%)	7(100%)
現地建て替えない	旧施設の敷地の近く(同自治会)に新施設を建設 (c)	0(0%)	3(75%)	0(0%)	1(25%)	4(100%)
	旧施設の遠く(異なる自治会)に新施設を建設 (d)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)
その他 (e)		0	0	0	0	0
合計		4(19%)	4(19%)	10(48%)	3(14%)	21(100%)

※ () 内は各合計に対する割合を示す

5-5-2-3 旧施設用地の所有形態

追加アンケート調査から、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した全ての

事業主体における、旧施設用地の所有形態について、表5-41に示す。表5-41より、旧施設用地の所有形態として「購入地」を選択している事業主体が75主体あり、75%を占めていることが分かる。その他の内容として、「元々市有地（町有地）であった」という回答があったため、それらに関しては、表5-42では「購入地」に分類した。また、施設用地が「購入地」、「借地」どちらにも当てはまる事例があったため、複数回答可としている。

表5-41 旧施設用地の所有形態（n=100）※複数回答可

施設用地の所有形態	回答数	回答率
購入地	75	75%
借地	13	13%
その他	15	15%

次に、応募形式以外の用地選定方法による新施設の建設場所と、旧施設用地の所有形態の関係を表5-42に示す。表5-42より、a, b, c, d, 全ての新施設の建設場所において、「購入地」が多いことが分かる。

表5-42 応募形式以外の用地選定方法による新施設の建設場所と旧施設用地の所有形態のクロス集計表（n=96）※複数回答可

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	旧施設の所有形態		合計
		借地	購入地	
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	3(11%)	25(89%)	28(100%)
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	0(0%)	24(100%)	24(100%)
現地建て替えてない	旧施設の敷地の近く（同自治会）に新施設を建設 (c)	6(38%)	10(62%)	16(100%)
	旧施設の遠く（異なる自治会）に新施設を建設 (d)	3(12%)	23(88%)	26(100%)
その他 (e)		2(40%)	3(60%)	5(100%)
合計		14(14%)	85(86%)	99(100%)

※（ ）内は各合計に対する割合を示す

表5-42において、その他 (e) を除いた4つの新施設の建設場所について、旧施設の所有形態状況を調査した。カイ二乗検定を行った結果、新施設の建設場所間における、旧施設の所有形態状況の違いが有意だった。その結果について表5-43に示す。表5-43に示す残差分析の結果、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に少なく、「旧施設の敷地の近く（同自治会）に新施設を建設 (c)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に多い結果となった。

表5-43 調整された残差

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	旧施設の所有形態	
		借地	購入地
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	-0.388	0.388
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	-2.172*	2.172*
現地建て替えてない	旧施設の敷地の近く（同自治会）に新施設を建設 (c)	3.255**	-3.255**
	旧施設の遠く（異なる自治会）に新施設を建設 (d)	-0.221	0.221
有意水準		+p<.10 *p<.05 **p<.01	

旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無について、表5-44に示す。表5-44より、旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体が14主体あり、19%であることが分かる。

表5-44 旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無 (n=74)

約束事の有無	回答数	回答率
約束事有り	14	19%
約束事無し	60	81%
合計	74	100%

そして、旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容について、表5-45に示す。表5-45より、地元自治会との立地年数の約束の上限の平均値は16.0年、最大値は25.0年、最小値は10.0年、標準偏差は4.7年であることが分かる。また、立地年数の上限に約束事がある事業主体でも、その上限年数の終了時に契約の延長をしている事業主体もあった。そして、立地年数に具体的な上限はないが、「今回の施設限り」という約束事を設けている事業主体もあった。

表5-45 旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容
(平均値等, 単位: 年, n=12)

上限年数	立地年数の上限
最大値	25.0
最小値	10.0
平均値	16.0
標準偏差	4.7

次に、旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事があると回答した事業主体の、新施設の建設場所について、表5-46に示す。表5-46より、旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は、「旧施設の遠く（異なる自

治会)に新施設を建設(d)」した事業主体が、7主体あり、50%を占めていることが分かる。またこれより、旧施設において、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事があるにも関わらず、新施設も旧施設と同自治会に建設した事業主体が50%あることが分かる。このことから、このような事業主体では、他の自治会において用地を探したが用地決定できなかったことが考えられる。そしてその結果、施設の稼働期限などの点から時間的に余裕がなく、経済面やインフラ整備などの点でごみ処理事業を実施しやすい旧施設と同自治会に、契約の延長をお願いしたのではないかと推測できる。

表5-46 旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体の新施設の建設場所 (n=14)

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	立地年数の上限に関する約束事がある事業主体	
		回答数	回答率
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設(a)	1	8%
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設(b)	3	21%
現地建て替えでない	旧施設の敷地の近く(同自治会)に新施設を建設(c)	3	21%
	旧施設の遠く(異なる自治会)に新施設を建設(d)	7	50%
合計		14	100%

旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の有無について、表5-47に示す。表5-47より、旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体が3主体あり、18%であることが分かる。

表5-47 旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の有無 (n=17)

地主との約束事の有無	回答数	回答率
約束事有り	3	18%
約束事無し	14	82%
合計	17	100%

そして、旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の内容について、表5-48に示す。表5-48より、地主との立地年数の約束の上限の平均値は15.0年、最大値は20.0年、最小値は10.0年、標準偏差は5.0年であることが分かる。また、立地年数の上限に約束事がある事業主体でも、その上限年数の終了時に契約の延長をしている事業主体もあった。

表5-48 旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の内容
(平均値等, 単位: 年, n=3)

上限年数	立地年数の上限
最大値	20.0
最小値	10.0
平均値	15.0
標準偏差	5.0

次に、旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事があると回答した事業主体の、新施設の建設場所について、表5-49に示す。表5-49より、立地年数の約束の上限を延長した事業主体はあるが、旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事があると回答した全ての事業主体において、新施設は旧施設とは異なる土地に建設されていることが分かる。

表5-49 旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体の新施設の建設場所 (n=3)

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	立地年数の上限に関する約束事がある事業主体	
		回答数	回答率
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	0	0%
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	0	0%
現地建て替えてない	旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)	1	33%
	旧施設の遠く (異なる自治会) に新施設を建設 (d)	2	67%
合計		3	100%

表5-45と表5-48より、旧施設における立地年数の約束の上限の平均値がそれぞれ16.0, 15.0であることから、地元自治会と地主との間に、旧施設における立地年数の上限に関する約束事に差はあまりないと考えることができる。

5-5-2-4 新施設用地の所有形態

追加アンケート調査から、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した全ての事業主体における、新施設用地の所有形態について、表5-50に示す。

表5-50 新施設用地の所有形態 (n=103)

施設用地の所有形態	回答数	回答率
購入地	76	74%
借地	16	16%
その他	14	14%

表5-50より、新施設用地の所有形態として、「購入地」を選択した事業主体が76主体あり、74%を占めていることが分かる。

次に、新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無について、表5-51に示す。表5-51より、新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体が23主体あり、27%であることが分かる。また、その他の内容としては、「現在検討中」であった。

表5-51 新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無 (n=84)

約束事の有無	回答数	回答率
約束事有り	23	27%
約束事無し	60	72%
その他	1	1%
合計	84	100%

そして、新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容について、表5-52に示す。表5-52より、地元自治会との立地年数の約束の上限の平均値は22.6年、最大値は40.0年、最小値は15.0年、標準偏差は6.3年であることが分かる。また、旧施設の場合と同様に、立地年数の上限に約束事がある事業主体でも、その上限年数の終了時に契約の延長をしている事業主体もあった。そして、立地年数に具体的な上限はないが、「今回の施設限り」という約束事を設けている事業主体もあった。

表5-52 新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容
(平均値等, 単位: 年, n=19)

上限年数	立地年数の上限
最大値	40.0
最小値	15.0
平均値	22.6
標準偏差	6.3

ここで、5-5-1-2の表5-9より、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施したB市において、新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容が概ね25年であることを踏まえると、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体の方が、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体と比べて、2.4年立地年数の約束の上限が長い、あまり差がないことが分かる。このことから、ごみ処理施設用地選定方法によって、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事にはあまり差がないことが考えられる。

次に、新施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の有無について、表5-53に示す。表5-53より、新施設における地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主

体が6主体あり、35%であることが分かる。

表5-53 新施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の有無 (n=17)

約束事の有無	回答数	回答率
約束事有り	6	35%
約束事無し	11	65%
合計	17	100%

そして、新施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の内容について、表5-54に示す。表5-54より、地主との立地年数の約束の上限の平均値は24.2年、最大値は35.0年、最小値は15.0年、標準偏差は7.4年であることが分かる。

表 5-54 新施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の内容
(平均値等, 単位: 年, n=6)

上限年数	立地年数の上限
最大値	35.0
最小値	15.0
平均値	24.2
標準偏差	7.4

表5-52と表5-54より、新施設における、地元自治会と地主との立地年数の約束の上限の平均値がそれぞれ22.6年、24.2年であることから、旧施設の場合と同様に、地元自治会と地主との間に、新施設における立地年数の上限に関する約束事に差はあまりないと考えられる。また、旧施設と新施設における、地元自治会と地主との立地年数の約束の上限の平均値の平均がそれぞれ15.5年、23.4年であることから、新施設における立地年数の約束の上限の方が7.9年長いことが分かる。この理由としては、ごみ処理施設の長寿命化が理由として考えられる。

5-6 まとめ

本章の目的である、ごみ処理施設用地選定における合意形成の過程の整理（目的2）について、事業主体に対するアンケート調査結果から分かる点を、以下にまとめる。

(1) 応募形式によるごみ処理施設用地選定について

- 1) 応募形式実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体は2主体あり、67%を占めている。その2主体ともが、「行政主導により候補地を選出」を検討している。
- 2) 旧施設用地の所有形態は、全ての事業主体において「購入地」である。そして、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は2主体であり、67%

を占めている。

- 3) 新施設用地の所有形態は、全ての事業主体において「購入地」である。そして、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は1主体である。
- 4) 3主体全ての事業主体で他地域のごみ処理施設見学会を実施しており、実施時期は3主体全て、応募された用地の選定後以降である。参加対象者は、「応募された用地の自治会とその周辺自治会の人々」と選択している事業主体が2主体あり、67%を占めている。このことから、多くの事業主体において、応募された用地の自治会の人々だけでなく、応募された用地の周辺自治会の人々にも、ごみ処理施設に関する不安を払拭する取り組みが行われていることが考えられる。
- 5) 3主体全ての事業主体において、「他地域のごみ処理施設見学会によって、ごみ処理施設が安全であるという認識に住民の考えが変化した」と回答があった。
- 6) 応募用地周辺の住民の同意を得ることは、応募以前・以後に関わらず、応募者ではなく事業主体が実施していることが考えられる。その理由としては、用地周辺という範囲設定が困難な点や地域住民同士の合意形成が困難な点などがあげられる。
- 7) 全ての事業主体で地域振興策がある。その中で、地域振興策に関する説明会を実施している事業主体は60%を占めている。また、C組合が地域振興策に関する情報をすぐに公開をしており、B市では、応募実施以前の用地選定協議の際に公開している。
- 8) ごみ処理施設用地選定に関して、地域住民から反対の意見・要望があった事業主体が80%を占めており、その事業主体全てが、「ダイオキシン問題」をあげている。また、地域住民からの反対の意見・要望の解消方法として、「地域で説明会の開催」を選択している事業主体が3主体と最も多い。このことから、地域で説明会を開催することは、事業主体が用地選定に関して住民へ説明をする場としてだけでなく、住民の反対や不安を緩和する場としても有効であることが考えられる。
- 9) ごみ処理施設用地選定における、地域住民からの反対の意見・要望に関する情報が公開されている事業主体は1主体だけである。このことから、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体においては、地域住民からの反対の意見・要望に関する情報が、あまり公開されていないことが考えられる。

(2) 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定について

- 1) 新施設の立地場所として「旧施設と同敷地内に新施設を建設(a)」が28主体、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設(b)」が25主体、「旧施設の敷地の近く(同自治会)に新施設を建設(c)」が15主体、「旧施設の遠く(異なる自治会)に新施設を建設(d)」が27主体という結果となった。
- 2) ごみ処理施設用地選定以前に、地域住民への説明会を実施している事業主体は26%である。この結果から応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業

主体においては、ごみ処理施設用地選定以前に、地域住民への説明会を実施している事業主体が少ないことが分かる。

- 3) 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体では、用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討が比較的少ない。また、現地建て替えを実施した事業主体だけで、応募形式によるごみ処理施設用地選定が検討されている。
- 4) 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した全ての事業主体において、旧施設用地の所有形態として「購入地」が74%を占めている。また、a, b, c, d, の新施設の建設場所それぞれにおいても、旧施設用地の所有形態として「購入地」の事業主体が多い。
- 5) 残差分析の結果、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に少なく、「旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に多い結果となった。
- 6) 旧施設において、地元自治会と立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は19%である。そして、地元自治会との立地年数の約束の上限の平均値は16.0年という結果となった。
- 7) 旧施設において、地主と立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は18%である。そして、地主との立地年数の約束の上限の平均値は15.0年という結果となった。また、旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は、立地年数の上限を延長した事業主体はあるが、その全ての事業主体において、新施設は旧施設とは異なる土地に建設されている。
- 8) 新施設用地の所有形態として、「購入地」を選択した事業主体が74%を占めている。
- 9) 新施設において、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は27%である。そして、地元自治会との立地年数の約束の上限の平均値は22.6年という結果となった。応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体の方が、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体に比べて、立地年数の上限が2.4年長い、その差は小さい。
- 10) 新施設において、地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は35%である。そして、地主との立地年数の約束の上限の平均値は24.2年という結果となった。
- 11) 旧施設と新施設における、地元自治会と地主との立地年数の約束の上限の平均値の平均がそれぞれ15.5年、23.4年であることから、新施設における立地年数の約束の上限の方が7.9年長いことが分かる。この理由としては、ごみ処理施設の長寿命化が理由として考えられる。

第六章 結論

6-1 本研究の結論

本研究の目的は以下の2つである。

目的1：ごみ処理施設用地選定の現状把握

目的2：ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程の整理

上記2つの目的を達成するために、文献調査や予備ヒアリング調査、アンケート調査をもとに研究を行った。本章では、これらの目的について結論を以下に述べる。

6-1-1 目的1「ごみ処理施設用地選定の現状把握」の結論

ごみ処理施設用地選定方法の全体傾向に関して、以下のことが明らかとなった。

- (1) ごみ処理施設用地選定方法として、応募形式を実施した事業主体は4%であり、非常に少ないことが明らかとなった。
- (2) 現地建て替えを除いた時、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施している事業主体の割合は、過去と比べて増加している。応募形式を実施した事業主体が増加し、応募形式を実施していない事業主体が減少していることから、今後、現地建て替えを行わなかった場合におけるごみ処理施設の用地選定では、応募形式の割合がさらに増加するのではないかと考えられる。

応募形式によるごみ処理施設用地選定に関して、以下のことが明らかとなった。

- (1) 応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した理由として、「行政主導では不可能と考えたため」を選択している事業主体が80%であった。
- (2) 外部の専門家を含めた用地選定委員会がある事業主体は、60%であることが明らかとなった。その委員会には外部の学識経験者が全ての事業主体に含まれている。また、用地選定委員会がある事業主体において、その委員会に関する情報を公開している事業主体は75%であることが明らかとなった。
- (3) 応募形式に関する住民説明会を実施した事業主体は80%を占めている。
- (4) 施設用地を応募する以前に、全ての事業主体で用地募集の告知をしており、その手段として、市町村のHPを用いている事業主体が80%あり最も多いことが明らかとなった。
- (5) 全ての事業主体で地域の代表者に応募者資格がある。その地域の代表者が応募する条件としては、地権者の同意が必要な場合と、地域住民の同意が必要な場合があることが明らかとなった。
- (6) 全ての事業主体で応募された用地を選定するための明確な評価基準がある。そして、その評価において重視する項目は「経済面」を選択する事業主体が80%を占めていた。また、評価基準に地域住民の意見を取り入れた事業主体は1主体だけであった。そして、その1主体だけで、評価基準に関する説明会を実施していることが明らかとなった。

た。

- (7) 全ての事業主体で、応募された用地から用地決定に至った過程に関する情報と、選定委員会発足から、用地選定までの流れに関する情報が公開されていることが明らかとなった。これより、応募形式を実施している多くの事業主体では、用地決定の過程や用地選定の全体的な流れが情報公開されていることが考えられる。

応募形式以外によるごみ処理施設用地選定に関して、以下のことが明らかとなった。

- (1) ごみ処理施設用地選定方法として、応募形式を検討した事業主体は3%と非常に少ないことが明らかとなった。
- (2) 応募形式を実施しなかった理由として、「行政主導の方が良いと考えたため」を選択した事業主体が、39%であり最も多い。
- (3) 応募形式以外による用地選定を実施した事業主体と比べて、応募形式を実施した事業主体では、外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施した事業主体の割合が多い。

6-1-2 目的2「ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程の整理」の結論

応募形式によるごみ処理施設用地選定に関して、以下のことが明らかとなった。

- (1) 応募形式実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体は2主体あり、67%を占めている。その2主体ともが、「行政主導により候補地を選出」を検討していたことが明らかとなった。
- (2) 旧施設用地の所有形態は、全ての事業主体において「購入地」である。そして、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は2主体であり、67%を占めている。
- (3) 新施設用地の所有形態は、全ての事業主体において「購入地」である。そして、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は1主体である。
- (4) 3主体全ての事業主体で他地域のごみ処理施設見学会を実施しており、実施時期は3主体全て、応募された用地の選定後以降であることが明らかとなった。参加対象者は、「応募された用地の自治会とその周辺自治会の人々」を選択している事業主体が2主体あり、67%を占めている。
- (5) 3主体全ての事業主体において、「他地域のごみ処理施設見学会によって、ごみ処理施設が安全であるという認識に住民の考えが変化した」と回答があった。
- (6) 応募用地周辺の住民の同意を得ることは、応募以前・以後に関わらず、応募者ではなく事業主体が行っていることが考えられる。その理由としては、用地周辺という範囲設定が困難な点や地域住民同士の合意形成の困難な点などがあげられる。
- (7) 全ての事業主体で地域振興策がある。その中で、地域振興策に関する説明会を実施している事業主体は60%を占めている。また、C組合が地域振興策に関する情報をすぐ

に公開をしており、B市では、応募実施以前の用地選定協議の際に公開していることが明らかとなった。

- (8) ごみ処理施設用地選定に関して、地域住民から反対の意見・要望があった事業主体が80%を占めており、その事業主体全てが、「ダイオキシン問題」を選択していることが明らかとなっている。また、地域住民の反対の意見・要望の解消方法として、「地域で説明会の開催」を選択している事業主体が3主体と最も多い。このことから、地域で説明会を開催することは、事業主体が用地選定に関して説明をする場としてだけでなく、地域住民の反対や不安を緩和する場としても有効であることが考えられる。
- (10) ごみ処理施設用地選定における、地域住民の反対の意見・要望に関する情報が公開されている事業主体は1主体だけである。このことから、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体においては、地域住民の反対の意見・要望に関する情報が、あまり公開されていないことが考えられる。

応募形式以外によるごみ処理施設用地選定に関して、以下のことが明らかとなった。

- (1) 新施設の建設場所として「旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)」が28主体、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)」が25主体、「旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)」が15主体、「旧施設の遠く (異なる自治会) に新施設を建設 (d)」が27主体という結果となった。
- (2) ごみ処理施設用地選定以前に、住民への説明会を実施している事業主体は26%である。この結果から応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体においては、ごみ処理施設用地選定以前に、地域住民への説明会を実施している事業主体が少ないことが明らかとなった。
- (3) 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体では、用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討が比較的少ないことが明らかとなった。また、現地建て替えを実施した事業主体だけで、応募形式によるごみ処理施設用地選定が検討されていた。
- (4) 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体において、旧施設用地の所有形態として「購入地」が74%を占めている。また、a, b, c, d, の新施設の建設場所それぞれにおいても、旧施設用地の所有形態として「購入地」の事業主体が多いことが明らかとなった。
- (5) 残差分析の結果、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に少なく、「旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に多い結果となった。
- (6) 旧施設において、地元自治会と立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は19%である。そして、地元自治会との立地年数の約束の上限の平均値は16.0年という結果となった。

- (7) 旧施設において、地主と立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は 18%である。そして、地主との立地年数の約束の上限の平均値は 15.0 年という結果となった。また、旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は、立地年数の上限を延長した事業主体はあるが、その全ての事業主体において、新施設は旧施設とは異なる土地に建設されていることが明らかとなった。
- (8) 新施設用地の所有形態として、「購入地」を選択した事業主体が 74%を占めている。
- (9) 新施設において、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は 27%である。そして、地元自治会との立地年数の約束の上限の平均値は 22.6 年という結果となった。応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体の方が、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体に比べて、立地年数の上限が 2.4 年長い、あまり差がないことが明らかとなった。
- (10) 新施設において、地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は 35%である。そして、地主との立地年数の約束の上限の平均値は 24.2 年という結果となった。
- (11) 旧施設と新施設における、地元自治会と地主との立地年数の約束の上限の平均値の平均がそれぞれ 15.5 年、23.4 年であることから、新施設における立地年数の約束の上限の方が 7.9 年長いことが明らかとなった。この理由としては、ごみ処理施設の長寿命化が理由として考えられる。

6-2 本研究全体を通しての考察

本研究により、ごみ処理施設用地選定を実施する事業主体側の実態について明らかにすることができた。特に、応募形式、現地建て替え、行政主導といったそれぞれの用地選定方法ごとについて整理するまでに至った。

近年、人々の環境意識の高まりから、ごみ処理施設用地選定において、応募形式を実施、または検討している事業主体が多いのではという指摘もある（卒業研究第二回中間発表会での学科教員コメント）が、実際は異なり現在は少ないことが分かった。しかし、現地建て替えを実施している事業主体を除いた場合、応募形式による用地選定は増加傾向にあり、今後のさらなる増加が考えられることも明らかとなった。

ごみ処理施設用地選定には、用地決定に結びついた用地選定方法以外に、他の用地選定方法の検討、または実際に実施し、断念している場合があり、近年の用地選定方法の傾向から、応募形式を検討する事業主体が増加すると考えられる。ごみ処理施設用地選定方法に関しては、その地域に最適な用地選定方法を追求していくことが必要であるため、今後、現地建て替え、行政主導による用地選定だけでなく、応募形式を含めた中で、最適な用地選定方法を検討・実施されるべきである。またその際には、旧施設における地元自治会や地主との約束事や、応募形式に対する住民の理解を考慮する必要があると考える。

6-3 今後の課題

本研究では、用地選定後に地域住民の了解を得るという、従来の施設立地形式は、市民の環境意識の高まりと共に益々困難となってきたことから、建設候補地を地域住民から提案してもらう応募形式に注目し、その実施実態の把握や用地選定に必要な合意形成の過程と内容について整理してきた。ごみ処理施設は人々の生活に不可欠であり、特定の施設を永遠に使い続けることはできないことから、今後ごみ処理施設建設の際には用地選定が必要となる。そして、その用地選定の際に生じる合意形成のさらなる促進手段の解明が必要になってくると考える。

以下に2つの今後の課題について述べる。

(1) 地域住民の視点からのごみ処理施設用地選定における合意形成

ごみ処理施設用地選定においては、建設候補地の地域住民や地域周辺住民との合意形成が不可欠である。本研究では、ごみ処理施設用地選定を実施する事業主体を対象としたため、事業主体側からの合意形成の過程についてのみ整理し、考察を行った。そのため、今後、ごみ処理施設用地選定の合意形成を促進させるためには、本研究とは対象を変更し、建設候補地の地域住民や地域周辺住民からの視点で調査を実施することが必要であると考える。

(2) 応募形式実施事業主体増加後の再調査

応募形式によるごみ処理施設用地選定の現状を明らかにすることができたが、調査協力を得られた事業主体の現状に過ぎず、調査協力を得られなかった事業主体については不明である。現在では、ごみ処理施設用地選定方法において、地域住民からの応募形式を実施している事業主体が少ないことから、本研究の応募形式に関する対象事業主体も少なくなってしまうと考える。今後、ごみ処理施設用地選定方法として応募形式を実施する事業主体が増加することが考えられるので、その際、応募形式によるごみ処理施設用地選定を再調査することで、応募形式についてさらに詳しい実態を知ることができると思う。また、再調査の際には、事業主体の背景を考慮したうえで調査を実施することで、それぞれの事業主体における用地選定の合意形成を深く把握することができると考えている。

謝辞

本研究を進めるにあたり、ご協力いただきました事業主体の皆様には、深く御礼申し上げます。本アンケート調査及び追加アンケート調査では、ご多忙の中、市町村や広域組合、広域連合の皆様には丁寧で分かりやすい回答をいただきました。私の知識不足でアンケートの内容が複雑で分かりにくかったため、大変回答しづらかったと思います。また、卒業論文への応援メッセージやアドバイス等もいただき、大変励まされました。本アンケート票の作成において、近江八幡市市民部新施設整備推進室の方々には、ヒアリングの際、アンケート票全体へのご指摘や、近江八幡市のごみ処理施設用地選定について熱心に教えていただき、大変感謝しております。

指導教員である金谷先生には、約1年半大変お世話になりました。卒業論文を進めるにあたって、的確にアドバイスを下さり、効率的に取り組むことができました。また、卒業論文だけでなく就職活動の際にも、多くのご指導をいただき大変感謝しております。本当にありがとうございます。

査読をしていただきました香川先生には、修正すべき点などを丁寧にご指摘いただきました。その結果、より良い卒業論文に仕上げることができたと思っております。本当にありがとうございました。

そして、金谷研究室の蟹江さん、鎌田さん、北川君、姜さん、山中さんとは、卒業論文の完成に向けて切磋琢磨できたことをうれしく思います。卒業論文は大変だったけれど、みなさんが頑張っているのを見ると、自分も頑張ろうと良い刺激をいただきました。また、卒業論文以外でも、飲み会など研究室で楽しくできたことは本当に良い思い出です。ありがとう。

私を大学に進学させてくれた両親、大学生活ではフットサル部の活動やアルバイトなど自分のやりたいことを思う存分やらせていただきました。家族の支えがあり、このような有意義な大学生活を送ることができたと考えています。ありがとうございます。これからは社会人として、今までの恩を返していけるよう努めます。

最後に、本研究でお世話になった皆様には、改めて心より深く御礼申し上げます。

2016年2月24日

鈴木 貴晶